

第3回 南阿蘇村立保育所のあり方検討委員会 議事録詳細

日時： 2026年7月30日

議題： 将来の児童数減少を見据えた適正施設数、運営主体と段階的民営化（2段階アプローチ）、民間事業者の参入手法、新園舎建設予定地の選定基準、創出財源の集中投資策、次回日程調整

1. 開会および挨拶・被災現況

開会にあたり、熊本県県南地域を中心とする豪雨被害の状況を受け、延期も検討されたが、関係者の安全・インフラ状況を確認した上で、自粛にとどまらず可能な審議を進める方針のもと開催された。第3回を迎え、答申骨子の作成に向けた具体的な議論に入る旨が伝えられた。

2. 議事：答申骨子作成に向けた主要論点の詳細審議

《論点1：将来の児童数減少を見据えた施設数の適正化》

【事務局説明】

- **園児数減少の推計：** 現在の園児数250名に対し、10年後には約186名へと約70名の減少が見込まれる（くぎの保育園1園分の定員規模に相当）。少子化の中で現行の3園体制を漫然と維持することは困難である。
- **施設老朽化の限界：** はくすい保育園・くぎの保育園は耐用年数が10年弱残存しているものの、雨漏り等の老朽化が著しく、大規模改修には多大な費用を要するため修繕を抑制している実態があり、今後10年間の維持には安全面からも強い懸念がある。
- **公営体制別の削減効果（試算）：**
 - **公営2園体制：** 園長・主任保育士各1名減、調理員減により人件費は約2,000万円抑制できるが、地方交付税の算定基準減（園児数入力区分の変更等）の影響を受け、実質的な年間一般財源削減効果は約600万円にとどまる。
 - **公営1園体制：** 交付税減額を上回る大幅な人件費削減（適正配置化）が生じ、年間約6,000万円の削減効果が見込まれる。
- **アンケート集計結果（追加分）：** 回答数が95名（うち就園中91名＝全約180世帯の半数以上）に達し、3割回答時点と方向性が完全に一致していることから、保護者全体の意向が十分に反映されたデータと判断された。

【審議・議論の経緯と結論】

現在の3公営体制をそのまま維持することは困難であるという認識が委員会全体で共有され、将来的な集約（2園または1園体制）へ移行する基本方針が確認された。

《論点2：運営主体と段階的民営化の提案（2段階アプローチ）》

【事務局説明】

- 民営化による一般財源削減効果（試算）：
 - 3園維持（1公営・2公設民営）：年間約1億1,300万円削減。
 - 2園体制（1公営・1民営）：年間約1億2,000万円削減。
 - 1園体制（1完全民営）：年間約1億8,000万～1億9,000万円削減。
- 段階的移行プロセス（2段階アプローチ）：
 - **課題**：250名を収容できる既存施設はなく、直ちに1園へ統合することは不可能。また、行政が新園舎を直接建設すると全額が村の起債（借金）となり財政負担が極めて重い。
 - **第1段階（当面）**：現行の3園体制を維持したまま、はくすい・くぎのの2園を先行して民間事業者へ委託（民営化）する。
 - **第2段階（将来）**：民間事業者が2園を運営している間に、行政側で新園舎の用地選定・交渉を進める。場所確定後、民間事業者が自ら土地を取得・新築（民設民営）し、完成後に既存2園を廃止・統合して、最終的に「1公営（長陽）・1民営（新設園）」の2園体制へと集約する。
- **建設費補助金の活用と参入支援**：民間事業者が園舎を建設する場合、国・県から75%の建設費補助金が交付されるため、村の起債負担を劇的に抑制できる。事業者の自己負担分（25%）についても、民営化で創出された財源から村独自補助金を交付して積立・返済への充当を認めるなど、参入しやすい条件を提示・交渉していく方針が示された。

【審議・議論の経緯と結論】

- **参入事業者の指定要件（社会福祉法人の優先）**：営利企業の参入は質低下リスクが懸念されるため、社会福祉法に規定され利益追求が規制されている「社会福祉法人」を対象を限定し、さらに「他自治体での十分な運営実績」「県内または隣接県での実績」等の指定条件を課すことで、優秀で質の高い法人が参入する可能性が極めて高い旨が専門委員より示された（芦北町の社会福祉法人が関東での実績を基に益城町の公私連携へ進出した事例等）。
- **リスク分散と競合効果としての2園体制**：災害時のリスク管理（1箇所被災時のバックアップ）の観点から「100名規模×2園（公立1・民間1）」体制が望ましいとされた。また、公立（標準的保育・発達支援機能の維持）と民間（英語・スポーツ特化、認定こども園化等）が並立することで、互いにサービスを競い合い保護者の選択肢が広がる相乗効果が確認された。

- **地元社会福祉協議会の活用：** 地元の南阿蘇村社会福祉協議会も運営主体の選択肢となり得ることが提示された（合志市社協の保育所運営や小国町社協の障害者施設運営事例等）。
- **段階的移行の現場評価：** 現場の園長より、公営のまま統合するより段階的の民営化の方が圧倒的な財政効果を生み出せ、その財源を保育の質や保護者負担軽減に還元できる点、事業者側も初期段階で2園運営からスタートできるため参入しやすい点が評価された。一方で、ステップ1からステップ2への長期的なスケジュール管理の重要性が指摘された。

《論点3：民間事業者の参入手法とプロポーザル》

【事務局説明および審議】

- **サウンディング（意向調査）の実施：** 県内外の保育運営法人・学校法人等へ広く打診し、将来的に南阿蘇村で運営する強い意向を持つ優良事業者を把握する。
- **広報・シティプロモーション効果：** 大手企業等へも打診を行うことで、南阿蘇村の施策や魅力を外部へ広く発信するPR効果にも繋げる。
- **選定体制：** 社会福祉法人格の保有や運営実績を必須条件とし、プロポーザル方式により厳格に審査・選定する方針が合意された。

《論点4：新園舎建設予定地の選定基準とエリア検討》

【事務局説明および審議】

- **既存村有地の活用検討：** 久木野グラウンドや旧久木野ライスセンター解体予定地などが検討対象となるが、2園統合時の送迎駐車場や動線を考慮すると敷地が手狭であり、周辺農地の追加取得が必要となる可能性が示された。白水地区ではまとまった村有地が少ない現状がある。
- **将来の人口動向と立地エリア：** リゾート開発が進み、職員宿舍整備や熊本市への通勤圏として若いファミリー層の流入が見込まれる久木野周辺（グリーンロード沿い・道の駅周辺等）の人口需要動向を見極める重要性が指摘された。
- **送迎動線とゾーニング：** 多くの保護者が大型車（ワンボックス等）で送迎している実態を踏まえ、狭い旧道沿いは避け、幹線道路からのアクセスが良い場所を選ぶ必要がある。また、事故防止のため「保護者送迎用駐車場」と「職員用駐車場」を明確に分離（ゾーニング）できる十分な敷地面積の確保が必須条件とされた。
- **災害リスクの完全回避（ハザード回避）：** 園児の命を守るため、土砂災害警戒区域（イエローゾーン等）や河川氾濫危険区域を100%回避することを絶対条件とすることが再確認された。また、大雨や地震発生時にも大津・高森方面等から安全に迂回送迎・避難できる道路網のシミュレーションの重要性が指摘された。
- **中心地点の考慮と地区間バランス：** はくすい・くぎのの中間地点（中松小学校周辺や役場周辺等）も候補として挙げられた。新園の利便性やサービス向上によって特定園への偏りが生じないように、地区的な配慮や受け入れルールの検討も視野に入れることとされた。

- **学童保育との連携による事業者誘致：** 民間の参入条件に放課後児童クラブ（学童保育）の実施を含めることで、支援員等の多様な人材を確保しやすくなり、事業者の参入意欲を高められるとの提案がなされた。

《論点5：創出財源の集中投資施策（魅力ある園づくり）》

【事務局説明および審議】

- **完全給食（主食提供）：** 朝の準備負担軽減と家庭間格差解消のため、早期導入を検討すべきとされた。
- **おもひつのサブスク（定額・無償利用）：** 0～1歳児を中心に導入することで、保護者負担軽減のみならず、保育士が「名前を確認して個人の棚から探す手間」を省き、誤使用防止や手元の安全確保（子どもから目を離さない環境づくり）に直結するため、現場・保護者双方から早期導入が強く望まれた。
- **体操・運動プログラム：** アンケートで最も要望が高かった運動機能向上プログラムの充実を図る。
- **発達支援（療育）と医療連携：** 園内での早期発見・巡回相談体制を強化し、必要に応じて大津や高森等の近隣小児科医療機関と連携する体制を構築する。
- **家庭と園の明確な役割分担：** 何でも園に依存させるのではなく、「家庭で果たすべき責任」と「園が提供するサービス」の境界線を周知・共有しながら、質の高い保育で選ばれる園を目指す姿勢が示された。
- **子どもを中心としたまとめ：** 単なる財政削減や施設合理化が目的ではなく、「子どもたちがこの村を好きになり、保護者も職員も愛着を持てる保育園」を作り上げることが最重要であり、財政効率化で生み出した資源を子どもたちの未来へ100%活用していく姿勢が全員の共通認識となった。

3. 今後のスケジュール・閉会

- これまでの審議および各論点の合意内容を取りまとめ、事務局において「答申案」を作成する。
- 次回（第4回）の検討委員会において答申案の全文精査を行い、最終合意を形成した上で村長へ提出（答申）する方針を確認した。
- **次回日程：** 第4回検討委員会は『2026年8月27日（木）午前中』に開催することを決定し、閉会した。